

海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の手引き  
令和4年4月1日施行

海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱に基づく補助金交付に関し、次のとおり必要な事項を定める。

1. ブロック塀等について

補助金交付対象となる要綱第2条、第3条、第4条のブロック塀等の構造及び設置個所、状況並びに補助対象者は以下のとおりとする。

<ブロック塀等の構造>

- ① コンクリートブロック塀（化粧ブロックを含む）
- ② 大谷石ブロック塀
- ③ 万年塀
- ④ レンガブロック塀
- ⑤ 門柱（組積造）
- ⑥ その他の組積造の塀

<設置個所、設置状況>

- ① 海老名市内で道路（建築基準法第42条第1項及び2項）に面している
- ② 公道、私道、行き止まり道路に面している
- ③ 高さ0.6m以上のブロック塀等
- ④ 土留や擁壁の上部にあるものについては、土留めや擁壁を除いた部分の高さが0.6m以上のブロック塀等
- ⑤ 接する道路と敷地境界が確定している

<ブロック塀等撤去費補助金交付対象者>

- ① 市税等を滞納していない者
- ② 対象となるブロック塀等を所有又は管理している者

2. 標準工事額の算定

要綱第5条の標準工事額は、物価資料4月号及び春号に掲載の単価またはこれらに類する資料から引用し、毎年度見直すこととする。また、その標準工事額を海老名市ホームページに掲載する。

令和4年度の単価は7,400円/m<sup>2</sup>とする。

3. ブロック塀等撤去工事見積書について

補助金交付対象となるブロック塀等の範囲は次の通りとし、要綱第6条の交付申請書に添付する「ブロック塀等除去工事見積書」を作成する。

- ① 撤去する範囲のうち、ブロック塀等自体の高さが0.6m以上の部分
- ② フェンスや柵構造になっている部分は前述見積書に含めない
- ③ 基礎の撤去費用は含めなくてもよい
- ④ 高さ0.6m以下の部分を残す場合は、この部分は前述見積に含めない

#### 4. 交付申請に添付する書類について

要綱第6条の交付の申請に添付する書類については次のとおりとする。

- ① 第6号のブロック塀等撤去工事平面図及び展開図（側面図）は撤去する部分の延長、高さ、厚さが確認できるものとする
- ② 第7号の現況写真は、撤去する部分の全容が確認できるものとする
- ③ ブロック塀等の構造が確認できる施工した時の工事図面等があれば添付する

#### 5. ブロック等撤去工事の工期末について

補助金の確定および補助金の交付を年度内に完了する必要があることから、要綱第10条において実績報告書の提出期限を交付申請年度の2月末日としていることを理解し、ブロック塀等撤去工事の工期末を設定すること。

また、要項第10条第1項第2号の「撤去工事の施工中及び完了の写真」は次の通りとする。

- ① 撤去したブロック塀等の配筋状況が確認できる写真とする
- ② 工事件名及び日付を記した工事黒板等を写しこむこと